令和８年

第２回忠岡町議会定例会会議録

第２日

令和８年６月１０日

忠　岡　町　議　会

令和８年　第２回忠岡町議会定例会会議録（第２日）

令和８年６月１０日午前１０時、第２回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

１．出席議員は、次のとおりであります。

１番　河瀬　成利議員	３番　北村　　孝議員	４番　小島みゆき議員
５番　河野　隆子議員	６番　高迫　照子議員	７番　森野　良一議員
８番　田辺　みき議員	９番　前川　和也議員	10番　尾﨑　孝子議員
11番　二家本英生議員		

１．欠席議員は、次のとおりであります。

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町　　長	是枝　綾子	教 育 長	大塚　　孝
町長公室長	立花　武彦	町長公室次長兼総務課長	中定　昭博
産業住民部長	新城　正俊	産業住民部次長兼住民人権課長	谷野　彰俊
産業住民部次長兼生活環境課長	小倉由紀夫	健康福祉部長	二重　幸生
健康福祉部次長兼保険課長	大谷　貴利	教育部長	柏原　憲一
消 防 長	岸田　健二	教育部理事兼学校教育課長	大西　裕貴
消防次長兼予防課長	下川　浩幸		

（各課課長同席）

１．本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南　　智樹
係　　長	酒井　宇紀
主　　事	兼田　雄飛

（会議の顛末）

議長（前川　和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川　和也議長）

ただいまより会議を開きます。

（「午前１０時００分」再開）

議長（前川　和也議長）

まず初めに、本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（南　智樹事務局長）

議長。

議長（前川　和也議長）

南局長。

議会事務局（南　智樹事務局長）

令和８年第２回忠岡町議会定例会議事日程（２日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１　　一般質問

以上のとおりでございます。

議長（前川　和也議長）

昨日に引き続き、日程第１　一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

河野隆子議員の発言を許します。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

５番、日本共産党、河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、手話言語条例の制定についてであります。手話に関する施策の推進に関する法律が令和７年６月１８日に全会一致で成立をし、同月２５日に公布、施行されました。この法律では、手話が、これを使用する方にとって、日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために

取り組むこととされています。令和１７年度からは、手話施策推進法について障害者基本計画に盛り込まれることにもなっています。

そこで、質問です。手話講座の現状や聴覚障がいを持つ当事者と関わり、手話、文字通訳の派遣の利用状況はどうなっているかについて、担当課よりお答え願いたいと思います。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

令和７年度の手話通訳派遣は、延べ５件の実績がございました。実利用人数としては２名となります。

また、手話奉仕員養成講座を忠岡町社会福祉協議会に委託し、ろうあ協会の方を講師として招き、町内の手話通訳サークルの方々もサポートに入っていただきながら、全１８回の講座を実施いたしました。結果、１４名が受講され、うち１１名に修了証が交付され、受講後は手話奉仕員として活動していただいております。

以上でございます。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

手話奉仕員養成講座は、今お答えがありましたように、社会福祉協議会に委託されていて、年１８回の講座を実施されているということでありますが、週１回の金曜日、時間は午前１０時から１２時までと聞いております。ボランティアでサークルの代表の方や聴覚障がいの当事者の方が講師で来てもらっているということでありました。

近隣で聞いてみますと、岸和田市は昼のコースは入門講座で１年間２２回、次に基礎講座、１年間に２２回、合計４４回。そして、夜コースもあって、入門・基礎講座を含め５８回開いておられます。

泉大津市は、養成講座４０回、土曜日の１時半から３時半。委託先は、泉大津市ろうあ者福祉協会にお願いしているそうで、水曜日の夜６時４５分から８時４５分まで、社会福祉協議会のほうで考えて独自でやられているということであります。

６月の広報ただおかに、ちょうど手話奉仕員養成講座の募集が載せられています。忠岡の現状というと、１８回の講座で時間が１０時から１２時のお昼。お勤めされている方はこれでは受講できません。数年前でしたが、夜に講座を開いておられることがありまし

た。役場の職員も来られていました。夜しか都合がつかないという方のためにも検討が必要ではないでしょうか。

それから、手話通訳派遣の実績のお答えがありましたが、派遣は大阪市内のろうあ会館に委託されているとのことですが、派遣してもらうのに約１週間から２週間弱かかるそうで、利用される方は主に病院で受診をされるという方で、付き添いということだということであります。ところが、予測できないようなお葬式などは何とか調整するというふうに聞いております。

しかし、急な相談で窓口に来られる場合は困るといったことが出てくるのではないでしょうか。講座も増やして、ボランティアさんの登録につなげていくということが必要ではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重　幸生部長）

夜間の講座開設というところでございますが、社会福祉協議会のほうにも確認させていただいたんですけども、今までの受講者の意向もありまして平日に開催しているということでございました。引き続き、受講者のニーズを把握しつつ、夜間開催についても検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

ぜひ検討もお願いしたいというふうに思います。夜やっていただいたらね、やっぱり受講者も増えてくると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、手話言語条例の制定についての質問です。昨年６月に法律が成立する前から全国各地で条例が制定されております。全国で初めて手話言語条例が成立したのは鳥取県です。２０１３年１０月８日、鳥取県本会議において鳥取県手話言語条例が成立しております。これまで福祉の中でのみ語られてきた手話を、福祉という扱いではなくて言語として扱う条例は、日本では初めての取組となっておりました。

その後、全国各地で広がっていき、今年３月には泉州地域では阪南市と泉南市が手話言語条例を制定されたというふうに聞いております。本町でも条例の制定に向けて検討されることについてお答え願いたいと思います。

健康福祉部（二重　幸生部長）

議長。
議長（前川　和也議長）
二重部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
議員お示しのとおり、本町では手話言語条例の制定には至っておりません。本条例は、議員お示しのとおり、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定めるものでございます。
忠岡町としましても、他市町村の制定内容を参照し、制定に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
５番（河野　隆子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
河野議員。
５番（河野　隆子議員）
ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。
条例をつくっている各自治体、取組はそれぞれ違うようであります。今年３月に制定した泉南市では、条例制定の記念として人権の市民の集いとうたって、手話、「ぼくが生きてる、ふたつの世界」の映画を６月に上映されるということでありました。
泉大津市は、令和５年４月１日に制定された後、市内職員向け、また教職員向けの講座もし、今年度の対象はどうしようかと検討中のようであります。市民講座も、１日体験講座を年３回、コミュニケーション講座年１０回、こういった講座をろうあ者福祉協会に委託されていて、社会福祉協議会は、先ほども申しましたように、別々に考えてやっておられるということであります。
忠岡町は条例制定、前向きに考えていただいているということで、他市のことも参考にされて、条例制定後は、忠岡町に合った条例、またより良い取組をよろしくお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。
では、次の質問であります。
災害発生時の情報は、ほとんどが音声で提供されております。そのため、聴覚に障がいのある方は避難が遅れてしまうということがないように、町はどのような伝達手段をされておられますでしょうか。
町長公室（立花　武彦公室長）
議長。
議長（前川　和也議長）
立花町長公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）

災害発生時において、防災無線などの音声情報が届きにくい聴覚に障がいをお持ちの方々が、情報不足により避難行動に遅れが生じることはあってはならないものと認識しております。本町といたしましては、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安全かつ迅速に災害情報を入手し、適切な避難行動をとれるよう、多角的な情報伝達手段の確保に努めております。

現在、本町で導入している主な情報伝達手段でございますが、まずは現代社会における携帯電話やスマートフォンの高い普及率を踏まえ、緊急速報メール、エリアメールや緊急地震速報などを主要な情報伝達手段の１つとして活用してます。

この緊急速報メールは、通信事業者から提供されるサービスであり、災害発生時に対象エリア内の対応端末に一斉に配信されます。文字情報であるため、聴覚に障がいをお持ちの方にも災害の発生や避難指示などの重要な情報を視覚的に迅速に把握いただけるものと考えております。

次に、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方々への情報伝達の課題についても認識しており、この点につきましては、事前にご登録いただいた方々を対象とした自宅の固定電話に自動音声またはファクスでお知らせする防災電話・ＦＡＸ配信サービスを導入しております。災害時には、登録されたファクス番号に対し、文字情報として詳細な災害情報や避難情報を配信することで、携帯電話などをお持ちでない聴覚障がいをお持ちの方々にも、より確実に情報を伝達できる体制を整えております。

そのほか、これらの情報伝達手段に加えまして、町のウェブサイトやＳＮＳを通じた情報発信なども並行して実施し、全ての町民が適切な避難行動をとれるよう、多角的な情報提供に努めているところでございます。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

今おっしゃられましたとおり、携帯電話やスマートフォンを大半の方が持っておられます。緊急速報メールが入ってくるというサービスは非常にありがたいというふうに私も思っておりますが、持っていない方、やはりおられるんですね。そういった方は、固定電話にファクスでお知らせするということであります。登録人数を前もって聞きましたが、非常に少ない。これぐらいの人数なのかというふうに思いました。それはスマートフォンをお持ちの方が大半であるというところにもつながるのかというふうに思います。

１階のロビーの机にですね、忠岡町防災電話・ＦＡＸ配信サービス登録申請書というのを置いていただいております。しかしながら、伝達の方法であるファクスの申請一つを取り上げますと、本人からの申請でありますから、必要でないと思う方もおられるでしょう

が、そのファクスの申請が邪魔くさいというところで申請をしない方もおられるのではないかということが心配されます。

そこで、やはり聴覚障がいの方に限らず、何らか、ほかの障がいを持っておられる方の情報は、福祉課がやっぱ一番把握されていると思うんですね。ですから、やはり自治防災課と連携を取りつつ、情報共有、これが非常に大事だというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

令和６年度からですね、福祉課、こども課、健康づくり課、社会福祉協議会で成る避難行動要支援者支援事業検討チームを結成し、個別避難計画の作成支援体制などの協議を行ってまいりました。

令和７年度は、日頃から要支援者と関わりのある福祉専門職（ケアマネ、相談支援専門員）による個別避難計画作成支援を進めるため、福祉専門職による個別避難計画作成支援マニュアルの整備や、福祉専門職への個別避難計画作成支援報償費支給要領を作成するため、健康福祉部と協議を行ってまいりました。

今年度より、ケアマネジャーと相談支援専門員による個別避難計画の作成支援を進めるため、説明会などの準備を整えているところでございますので、健康福祉部とも連携しながら個別避難計画の作成を進めていければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

個別避難計画もチームをつくって今やっておられるということでありました。福祉専門職、ケアマネさんですね、そういった予算も今年度当初予算で上がっていたかというふうに思います。しかしながら、ケアマネさんにお世話になるという方は、やはり介護のほうで６５歳以上というところで、そこで障がい者の方というのが取りこぼしがないかというところは不安なんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
障がい者の方のみならず、全町民の方の安全・安心を届けていくという意味でもですね、今後も継続して健康福祉部と協力しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
５番（河野　隆子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
河野議員。
５番（河野　隆子議員）
誰一人もね、避難のときに取り残されないということが大事だというふうに思いますので、ぜひ福祉課のほうとも連携を取って、密に会議も開いてやっていただきたいということを要望させていただきます。ありがとうございます。
続きまして、自転車用ヘルメット購入費補助制度の年齢拡充というところの質問です。現在、ヘルメット購入補助の対象は中学３年生以下、上限が２，０００円、６５歳以上の方には３，０００円の上限で補助をしていただいております。
町内では、保護者と一緒に自転車の前や後ろに乗っている小さい子どもさんたちが非常に、必ずヘルメットをかぶっていると、そういったところが目立ってまいりました。また、高齢者にも普及されております。
そこで、今回の質問は、自転車用ヘルメット購入費用の補助対象を１８歳まで年齢、引き上げる検討が要るのではないかということであります。担当部長よりお答えお願いいたします。
産業住民部（新城　正俊部長）
議長。
議長（前川　和也議長）
新城産業住民部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
１８歳までの補助対象の拡大ですが、本町では現在、交通弱者である中学生以下の子ども及び６５歳以上の高齢者を対象とした補助を実施しております。また、ほかの市におかれましては、小学生以下の子どもと高齢者に対する補助が多く、補助金を打ち切っている市町村もございます。本町につきましては、府内でも手厚い補助を実施させていただいていると考えますが、今後は他市の動向も注視してまいります。
以上でございます。
５番（河野　隆子議員）
議長。

議長（前川　和也議長）
　河野議員。
５番（河野　隆子議員）
　今、担当部長おっしゃったように、本当に忠岡町は手厚い補助制度をしていただいているというのは私も認識しております。本町は、府下でも平成２９年度からいち早く実施していただきました。申請が多いときは、当初予算で足りなくなった。そういったときでも、補正予算も組んで申請に来られた方全てを受け付けされ、補助を出されたということで、大変喜ばれております。
　当初は小学生以下と高齢者、令和６年度からは中学生まで拡充をしていただいております。今おっしゃいましたように、１年限りとか、もうこの補助制度をなくしていくと、そういったところの市町村もあるというところで、非常にありがたい制度だというふうには感じております。
　で、今年の４月１日からは、自転車利用者の交通違反に反則金を科す青切符制度が始まりましたが、ながらスマホや信号無視などが挙げられております。しかし、まずは命を守る上でヘルメットをかぶるということが大切だというふうに私は思っております。「ヘルメット　かぶって安全　いってきます！」という全国交通安全のスローガンにもなっております。高校生になると電車通学で駅まで自転車に乗ることも多くなります。ぜひこういったことからも検討をお願いしたいというふうに思います。このことについてもう一度答弁お願いいたします。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議員お示しのとおり、ヘルメットの大事さというのは十分私らも認識しております。他市の状況を見ながらですね、その辺のところを調査研究して、忠岡町ができるのかというのを判断してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
５番（河野　隆子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河野議員。
５番（河野　隆子議員）
　ぜひよろしくお願いいたします。
　そこで、次の②のところなんですけども、けがや命を守るためにヘルメットの重要性、これは先ほども申しましたが、やっぱりそういった啓発をして、自身でそれを実行しても

らうと。交通ルールの啓発、これが非常に大事だというふうには思います。
　今、子どもや生徒、どのような啓発をされておられるかについてお答え願いたいと思います。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　啓発につきましては、町ホームページや広報紙などによるヘルメットの補助に対する啓発や、また春や秋に実施いたしております交通安全教室の際に、高齢者や児童・生徒に対しての交通ルールの講話による啓発や、街頭啓発によるチラシを用いた啓発など、様々な方法にて実施しております。今後もこのような施策について継続してまいります。
　以上でございます。
５番（河野　隆子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河野議員。
５番（河野　隆子議員）
　今年の６月には、東忠岡こども園、それからチューリップ、ピープルと保育園を回っていただくというふうに聞いております。それから、秋には東忠岡小学校、それから忠岡小学校を、泉大津警察との協力で、先ほどおっしゃいましたように、交通安全教室を開いていただくということはお聞きしております。街頭でもいろいろとチラシも配っていただいて、啓発もしておられるところであります。
　中学校を卒業する生徒、私、今回は高校までということでありますので、中学校を卒業する生徒に、今年４月からの交通ルール、いろいろ変わったというところも知ってもらうということも大事だというふうに思います。そして、ヘルメットの重要性、これも知ってもらうということでありますので、やはり命を守るというところで、泉大津警察のこの前、交通安全大会がありまして、総会でしたか、ありましたけれども、チラシも頂きました。こういったチラシを、講話まではいきませんけれども、中学生に配っていただくというお考えはないでしょうか。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）

所管警察とまた協議しまして、有効な啓発チラシを頂きましたら、また学校のほうに配架させていただきます。よろしくお願いします。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

ぜひ泉大津警察とも相談をしていただいて、考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、河川敷のベンチの修繕と高月南の多目的トイレについてお伺いいたします。

まずは、河川敷の河川公園のベンチですね。これについてお尋ねいたします。

大津川の河川公園は、住民の散歩コースであり、また、歩行に支援が必要である方でも安心して利用ができる公園であります。にもかかわらず、非常に破損したベンチが目につきます。数多くあります。住民からは何とかしてほしいという声が寄せられております。要支援状態になられた方でも、リハビリでストックを使ってポールウオーキングの指導を受けるために河川公園まで行ったけれども、一旦休憩するにもベンチが壊れていて座るところがなかったと、苦情が２年ほど前にも寄せられました。

壊れたベンチは今でも数多くあり、目につきます。なぜ数年たっても改善されていないのでしょうか。現在の状況、そして今後の予定はどのようになっておられますか。お尋ねいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

大津川河川公園のベンチの修繕について、令和６年度に全数破損状況について点検しております。予算の範囲内において、利用頻度の高いと考えられるベンチより順次修繕などを実施しております。また、全５４脚のうち１９脚が健全な状態であり、令和６年度、２脚修繕、令和７年度、４脚修繕、４脚撤去、令和８年度、４脚修繕予定。残り２１脚については、順次修繕また撤去などを進めてまいります。

以上でございます。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。
５番（河野　隆子議員）
修繕済みの数、そして撤去の数、今お答えいただきました。毎年数脚ずつされておられますが、まだ２１脚ですか、残っておられるということです。修繕、撤去には職員の方がされているというふうにもお聞きしております。現場も手いっぱいのところ、たくさんの予算も組んでおりませんから、毎年２脚、４脚程度しかできないというのが現状だということが分かりました。
リハビリで河川公園に行かれた方は、同行した理学療法士の方に「そこで休んでください」と、その当時言われたんですね。しかし、ベンチが座れる状態ではなかった。そういったベンチの状態を見られて、忠岡町の公園はこんなベンチを放置しているのかと思われて、非常に恥ずかしかったと当時言われておられました。
忠岡町のシンボル的な公園であります。ひどい状態のものもあり、高齢者や子どもがけがをしてからでは遅いです。やはり朽ちてるベンチ、釘も出ているという状態もありますので、けがをすると、そういった心配もございます。
芝生広場の砂場は遊具施設になっており、舞台ベンチも数か所設置されております。撤去も必要なベンチもあろうかと思います。やはり予算も組んで業者に一斉にしてもらうことが必要ではないでしょうか。一度やれば数十年は維持できます。検討されてはと思いますが、いかがでしょうか。
産業住民部（新城　正俊部長）
議長。
議長（前川　和也議長）
新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
町内の公園には多数のベンチや遊具がございます。こちらについても修繕の優先順位がございます。予算にも限りがございますので、その辺のところは順次施工してまいります。
以上でございます。
５番（河野　隆子議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
河野議員。
５番（河野　隆子議員）
予算もあり、そして優先順位もあるというお答えでありますが、もうここ数年、これはやっぱりほったらかしにはできないというふうに思います。ぜひ担当課も予算を、当初予算でこれを組むということ、補正予算でも構いませんけれども、予算を組んでやりたいと

いう要望は上げていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。本町を代表する公園ですのでね、忠岡町の顔にもなります。ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

最後の質問であります。三角公園近くの多目的トイレ、これの質問であります。高月南の三角公園のそばにある公衆トイレについてであります。公衆トイレは、公園、街頭、駅前など、不特定多数の人が自由に利用できるように行政が設置された便所であり、公共の福祉のために設けられており、誰でも無料に使えるトイレであります。

しかし、ここ数年、多目的トイレは施錠されております。和式トイレしかなく、高齢者に限らず膝の悪い人などは使えません。トイレの現状についてお聞きします。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）

三角公園近くに設置しておりますトイレにつきましては、男性トイレ、女性トイレ、多目的トイレの３種類がございます。このうち、女性トイレ及び男性トイレは、いずれも和式トイレのみの設置となっており、また、多目的トイレにつきましては、洋式ではありますが、過去に度重なるいたずらや異物投入による詰まりが発生し、衛生面の問題や修繕費用の増大につながった経過がございます。

こうした状況から施錠したままの状態であり、現在も開放していない状況でございます。

５番（河野　隆子議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河野議員。

５番（河野　隆子議員）

近くの三角公園では、月曜から金曜までグラウンドゴルフをしています。桜の木も植わっていて、桜の花が咲くときは花見に集まる人たちもいます。車椅子のお母さんの歩行練習に訪れている親子もお見かけいたしました。今年の４月に、ご近所１０人ほどで花見をしましょうということになりましたが、和式トイレしかないので参加はやめておくと、そういった方が数人おられます。そのときだけでも多目的トイレを開放してほしいという声がありましたが、担当課からは使える状態ではないと言われました。そのような状況であるなら、多目的トイレを修繕し、使えるようにされることが必要ではないかというふうに思います。

また、和式トイレは、男性トイレ、女性トイレ、いずれも２つずつありますが、本当に

きれいに掃除もしていただいております。１つは洋式に替えるということも検討する、そういったお考えはないでしょうか。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　小倉次長。
産業住民部（小倉　由紀夫次長兼生活環境課長）
　議員から公園利用者の声として、和式トイレのみでは使いづらいこと、多目的トイレの開放を望む声があることをお伺いいたしました。町といたしましても、利用者の利便性と施設管理の安全性、持続性の両面を踏まえ、今後の在り方を慎重に検討する必要があると認識しております。
　しかしながら、多目的トイレを再び開放すること、和式便器の洋式化につきましては、現時点で具体的な方向性を持ち合わせていない状況でございます。今後は、過去のいたずらや詰まりの発生状況の再確認、鍵の管理や開放時間の検討、必要なコストの検証といった点を総合的に整理し、和式から洋式化へのつけ替えも含め、適切な運用方法について引き続き研究してまいります。
５番（河野　隆子議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河野議員。
５番（河野　隆子議員）
　非常に公衆トイレというのは、住民にはほんとにいつでも使えるということで、ありがたいトイレなんですけれども、先ほどおっしゃいましたように、不特定多数の人が使いますので、その中でいたずらをして使えないようにしてしまったということは、非常に残念なことではあります。
　しかしながら、多目的トイレの開放、洋式にしてほしいというのは、非常に住民の皆さんの声が寄せられているところでありますので、ぜひ前向きに対応していただきたいというふうに思います。
　それをお願いいたしまして、質問を終わります。
議長（前川　和也議長）
　以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）
　次に、小島みゆき議員の発言を許します。
４番（小島　みゆき議員）

議長。
議長（前川　和也議長）
小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
４番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
熱中症対策について質問させていただきます。先月、５月でも３０度を超え、真夏を思わせるような暑さの日もあり、近年は本当に熱帯化してるように思います。今後が本当に心配になります。
そこで、子どもたちの熱中症対策の一環として、水分補給の支援として、小・中学校にウォーターサーバーの設置をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
議長。
議長（前川　和也議長）
大西教育部理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
議員お示しの熱中症対策についてですが、小・中学校におきましては、従前より暑さ指数に応じて注意喚起や、高い数値を示す場合には運動を中止とするなどの対応を行うとともに、こまめな水分摂取を呼びかけるなど、基本的な予防対策を行っているところです。
お尋ねのウォーターサーバーについてですが、学校の状況等確認の上、先進事例など調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
４番（小島　みゆき議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
ありがとうございます。小学生の小さな子どもさんが大きな水筒を持っていく姿を見て、どうにかできないのかなと思います。飲み終えたらウォーターサーバーで水を足すことができれば、もう少し小さな水筒で持っていけるのではないかと思います。中には水筒を２本持っていく子どももあると、そういうふうにお聞きしております。そういう子どものことを思うと、ウォーターサーバーがあればとても良いのではないかと思います。
ウォーターサーバーに密集するのではというご意見もありますが、取り組まれている学校の校長先生のお話では、水筒を持ってきていて、飲み終えてから足りなくなって水を入れるので、密集することはないと言われていました。子どもたちのことを考えていただきたいと思います。もう一度、答弁のほうよろしくお願いいたします。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　大西理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
　先ほど小島議員からもお話ありましたとおり、先進的にされている学校等あるかと思いますので、答弁繰り返しになりますが、先進事例等を調査研究してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。
４番（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
　熱中症対策での水分補給はとても大切なことです。暑くてもサーバーがあれば、水筒の中の量を気にしながらではなく、がぶがぶ飲めるということもあるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。
　次の質問に進みます。保育所施設での紙おむつの無償化について、長引く物価高騰の中、保護者の負担軽減と、また保育園の持参準備の手間、子どもの衛生環境向上のために、こども園などの保育施設での紙おむつの無償提供をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二重部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議員仰せの保育施設での紙おむつを無償提供する取組については、保護者の負担軽減や子どもの衛生環境の向上につながる取組であると認識しております。しかしながら、実施に当たっては、継続的な財源確保や施設運営上の課題整理も必要であることから、現時点では導入には至っておりません。
　今後、実際取組をされている他の自治体の導入経過などを含め調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
４番（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　小島議員。

４番（小島　みゆき議員）
　よく近隣のことをおっしゃると思うんですけども、近隣の泉佐野市は令和６年から、また高石市は本年令和８年から市内全域の保育施設での紙おむつの無償化事業を開始しています。そのことについてはどのように思われますでしょうか。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二重部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　他市では様々な取組がされているというふうには思いますが、本町ではですね、全国的にもあまり例のない子育て支援施策としまして、保育施設における給食費の無償化というものに平成３０年度から取り組んでおります。こちらについては、年間の経費としまして毎年約２，６００万円程度をかけて実施しているところでございますので、本町においてはそちらの施策の評価をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議長（前川　和也議長）
　小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
　ありがとうございます。ほんとに給食の補助というのはすごいありがたいことだと思っています。昨日もある議員さんの答弁の中で、安心して子どもを産み育てる環境をつくっていく、また子育て家庭に寄り添った事業をしていくと町長も答弁されていました。すばらしい答弁だと私は思いました。子育て支援を充実させることで、忠岡町で子育てしていきたいと思っていただき、忠岡町に移住して住み続けることにもつながるようにも思います。紙おむつの無償化事業もその１つではないかと思います。ぜひとも取組が進むようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。再度の答弁、お願いいたします。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　二重部長。
健康福祉部（二重　幸生部長）
　実施に当たりましては、先ほども答弁しましたが、継続的な財源確保が必要となることから、慎重な判断にならざるを得ませんので、今後も引き続き調査研究のほうを進めてまいります。よろしくお願いします。
４番（小島　みゆき議員）

議長。
議長（前川　和也議長）
小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
ぜひともよろしくお願いいたします。子育て支援のさらなる充実をお願いしたいと思っております。
続いて、空き家の防火対策について質問させていただきます。総務省消防庁は、昨年１１月に大分市佐賀関で発生した大規模火災を踏まえ、密集市街地にある空き家の防火対策に関する消防本部向けの手引を策定いたしました。密集住宅市街地は、一般的に乾燥、強風といった気象条件下では、一たび火災が発生すると延焼拡大しやすい潜在的な危険性を有すると考えられます。忠岡町でも道路が狭いところも多くあり、消防活動の困難性が高くなると考えられます。加えて、高齢化も伴い建物の更新が進まず、防火性能の向上が見られなかったり、火災予防上の管理が不十分な空き家等の増加などで、延焼拡大の危険性を高めるおそれがあると考えられます。
また、空き家については、それ自体が直ちに火災危険性を高めるものではありませんが、放置されていて、草や木の繁茂や建物の損傷など、火災予防上管理が不十分な状態となった場合には、隣棟からの延焼や飛び火に対する弱性が大きくなるとともに、火災が発生した場合には消防への通報や初期消火が遅れるなど、延焼拡大の要因になる可能性があるのではないかと思います。
火災予防条例においても、密集住宅市街地の火災予防上、管理が不十分な空き家等について、消防本部においてその把握や火災予防条例に基づいて所有者等における適切な管理を促進することが重要です。町として空き家の把握はされていますか。また、どのような取組をされていますでしょうか。そして、手引の中には、消防本部と自治体の担当部署、警察が連携強化をし、空き家の情報を共有するよう求めたとありますが、いかがでしょうか、答弁お願いいたします。
消防本部（下川　浩幸次長兼予防課長）
議長。
議長（前川　和也議長）
下川消防次長。
消防本部（下川　浩幸次長兼予防課長）
消防本部において空き家を把握する手段は、警防調査として年間を通し管内全地区の建物を外観から確認する調査を実施しています。また、春と秋の全国火災予防運動において、一般家庭を防火訪問し、住宅防火指導と建物の状況調査を実施しております。各調査において、建物や周囲の状況から火災予防上危険であると判断した場合は、消防法に基づき所有者等に対して指導を行っております。

また、各調査を実施した後、消防指令センターにて所有している地図データとの変更点や住んでいる形跡のない空き家等があれば、地図データの修正を行い、忠岡町、岸和田市消防本部間で情報を共有しております。

現状、空き家等の状況把握については、消防本部間での共有のみであります。令和８年３月に総務省消防庁より密集市街地における空き家等に対する火災予防ガイドラインが策定されたことに伴い、今後はガイドラインに基づく対策や、役場担当課等の他機関と連携を取りながら情報共有を図り、空き家の防火対策に努めてまいります。

以上でございます。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。今、答弁を頂き、消防の取組は分かりました。現在は、町との連携はできていないようですが、今後はガイドラインに基づく対策や担当課とも連携を取り、情報を共有し、空き家の防火対策に努めていくとのことでしたが、町としても消防とともに取組をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

空き家担当課であるまちづくり課からご答弁させていただきます。当課におきましては、空家等対策推進に関する特別措置法並びに火災予防ガイドラインに基づき、消防本部と空き家の情報共有を努めてまいります。

以上でございます。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。連携をしていくことで、住民さんがさらに安心できるよう、忠岡町での防火対策を進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、生命（いのち）の安全教育について質問させていただきます。命の尊さや、子どもが自分の心と体を理解し、守り、安心し、人権尊重、心の安全、関係性、自己決定の力

まで含めた心と体を守る教育が必要ではないかと思います。なぜ生命の安全教育が始まったのか。性犯罪、性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじり、長期にわたり重大な影響を及ぼすからです。

令和２年６月の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づき、内閣府、文部科学省が連携し、令和３年４月に生命の安全教育の教材及び指導の手引を作成、公表しています。令和８年３月には、令和５年の刑法改正による不同意性交等罪の創設等の社会情勢の変化等を踏まえて、教材、指導の手引の拡充、改訂を行うなど、全国の学校等での実施に向けた普及展開を推進しています。

また、新たな課題として、子どもは被害者にも加害者にもなる時代になっています。遊びのつもりが人権侵害になる時代です。生成ＡＩで誰でも画像、動画を加工でき、ＳＮＳで簡単に個人情報、顔画像が流通し、クラスメイトの顔が別人の不適切画像にされ、拡散、偽アカウントで本人に成り済まし誹謗中傷が広がるなど、被害者の低年齢化で小学生も対象になっています。

面白いからとのふざけた気持ちで加工、共有がいじめや犯罪につながっていき、実際に事件なども起こっています。例えば、同級生の女子生徒の顔写真で偽の裸の画像を作成して友人と共有したとして、男子中学生が名誉毀損容疑で書類送検され、またＳＮＳに女性教諭を中傷する動画投稿をするなど、気軽な気持ちで投稿したものが名誉毀損の疑いで中学校の男子生徒が逮捕されるなど、悲惨な結果にもつながっていて、専門家は保護者の教育も重要と言われています。

必要なのは、規制だけでは不十分で、早期からの情報モラル教育が発達段階に応じて必要で、被害防止と加害防止の両面教育、生成ＡＩを前提にした新しい安全教育、使わせないから使い方を教えるへ社会課題はつながり合っています。

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、ＤＶ、根本は同じ、人権が守られていない。人権が正しく理解されていない。社会を支える要素、啓発、適切な人とのつながり、制度、法、社会の関心で連鎖を断ち切る鍵は、知識イコール教育ではないかと思います。だからこそ生まれた生命の安全教育だと思います。

性犯罪、性暴力が及ぼす影響や、防止、対処に関する知識やスキル、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。子どもを加害者、被害者、傍観者にしない。その具体策として、学校教育として導入された生命の安全教育。現在の取組はどのようにされていますでしょうか、お答えをお願いいたします。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西理事。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議員お示しのとおり、自他の人権を尊重することをはじめとした心と体を守る教育は重要であると認識しており、子どもたちが性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないために、小・中学校におきましては、教育活動全体を通して様々取り組んでいるところです。

例えば、堺少年サポートセンターを招いての非行防止教室や、中学校における外部講師を招いての情報講演会等を通しまして、ＳＮＳやインターネットの危険性、犯罪につながる行為などについて啓発を行っております。

また、命の尊さやすばらしさ、自分も他者も尊重し、大事にすることなどについては、文部科学省作成の教材、生命の安全教育の活用も含めました様々な場面において子どもたちに指導しているところです。

子どもたちが自他の大切さを感じられるよう、今後も取組を継続してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

４番（小島　みゆき議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。取組をされていただいているということは本当にありがたいことだと思いますが、学年でも違いはあると思いますが、取組をされていく中で、子どもたちはどのような反応を示しているのか。また、しっかりと理解を深めているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西理事。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

もちろん、議員仰せのとおり、発達段階に応じた指導というところに関しましては、学校でも重々意識して進めているところです。ただ、ちょっと個々の児童の声につきましては、まだこちらで把握し切れていないところもありますので、学校を通じて状況等をつぶさに確認してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（前川　和也議長）

小島議員。

４番（小島　みゆき議員）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

現代は、ＳＮＳなどを使用することで、ピッと押すだけで拡散してしまい、取り消すことができない状況です。子どもたちを守るためには教育が必要です。「自分がされて嫌なことはしない。人の不幸の上に自分の幸せはない」と、ある方のお言葉です。そのとおりだと思います。本当に基本的なことだと思います。年齢に合わせた対応、教育をぜひともよろしくお願いいたします。

続いて、自殺対策について質問させていただきます。大人を含めた日本全体の自殺者数は、統計開始以来初めて２万人を下回りました。しかし、小中高生に限れば増加傾向になっており、昨年１年間、過去最多の５３８人になりました。

すみません、ちょっとここで訂正なんですけど、私、５３２人で通告を出してしまったんです。書き間違いで、すみません。５３８人です。失礼しました。

５３８人になりました。１週間に１０人の子どもが亡くなっています。まさに静かなる有事という状況です。現状を変えるためにも、社会全体で対策を推し進めなければなりません。

自殺で亡くなった児童・生徒の４割超が、亡くなる当日までふだんどおり学校に通っていたという調査もあるとおり、周囲が自殺のリスクに気づくことは容易ではありません。だからこそ、専門家は１人１台端末を使った心の健康観察などで、生きるのをやめたいと思ったことがあるか、死ぬための方法を考えたことがあるかなどと尋ね、ＳＯＳを浮き彫りにすることが重要だと。

しかし、学校などではそこに踏み込めていない。自殺のリスクに気づいたとしても、どう支援すればいいか分からない。学校だけで対応するのは困難との声が多い。地域には医師、弁護士など専門家がいて、児童相談所などの専門機関もあるが、これまで連携が密ではなかった。協議会の設置によって、支援に携わる人たちがチームで自殺リスクに気づいた後の支援体制を構築できると言われています。

長野県は、２０１９年から子どもの自殺危機対応チームを設置して、支援に携わった期間に亡くなった子どもはゼロだと。こうした事例を見ても、専門家が連携して支援することで大きな力を発揮できることが分かります。

自治体における法定協議会の設置推進を国は明文化しました。現場の教員が１人で責任を負い切れない不安が対応を阻む中、教育、福祉、医療、警察、民間団体が組織の壁を越えて支え合うというのがこの協議会です。学校が安心してその１人の児童のリスクに気づいて、支援につなげるための不可欠な基盤となります。しかし、この設置は義務ではありません。自治体として設置をしていくべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか、答弁お願いいたします。

教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川　和也議長）

大西理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
議員お示しのとおり、昨年１年間の小中高生の自殺者数が５３８人と過去最多となったことは、我々としましても憂慮している事態でございます。
小・中学校における現状の取組についてお話しさせていただきますと、教職員と各学校に配置されましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとが連携しながら、子どもたちの小さな不安などを捉え、寄り添ったチーム対応ができるよう努めているところでございます。
また、小・中学校の生徒指導担当と教育委員会指導主事による会議や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家も含めました合同会議などを実施しており、子どもたちにとってリスクとなる可能性がありますいじめや不登校などに関する情報交換や、その支援の在り方について協議を行っております。こうした取組を通して、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。
なお、お尋ねの法定協議会の設置につきましては、関係部局と連携の上、調査研究を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
議長（前川　和也議長）
小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
ありがとうございます。お聞きしたところによると、忠岡町では自殺された子どもさんはいないということですが、全国では増加しています。よそごとではないと思います。起こってほしくはありませんが、起こってからでは遅いと思います。
政府の子ども自殺対策推進パッケージでは、１、教育や啓発、２、リスクの早期発見・対応、３、危機介入、４、見守り支援など、連動性を持って取り組むべき施策が掲げられています。協議会の設置で、早期対応から危機介入、支援までの切れ目ない実効的な取組が自治体で進むことが重要ではないかと思っております。
学校サイドではある程度できているようなので、そこをさらに拡大して進めていってほしいと思いますが、再度答弁お願いいたします。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
議長。
議長（前川　和也議長）
大西理事。
教育部（大西　裕貴理事兼学校教育課長）
議員仰せのとおり、学校以外の専門分野の知見をお持ちの方々と連携することは非常に重要だと思いますので、先ほども申し上げましたが、先進事例等を調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

４番（小島　みゆき議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　小島議員。
４番（小島　みゆき議員）
　ありがとうございます。ぜひとも進めていっていただきたいと思います。子どもたちの命を守るための取組です。ぜひしっかりと取組を進めていただきたいです。よろしくお願いいたします。
　以上で、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。
議長（前川　和也議長）
　以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。
　議事の都合により暫時休憩といたします。１３時からの再開です。よろしくお願いいたします。
（「午前１０時５８分」休憩）

議長（前川　和也議長）
　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（「午後１時００分」再開）
（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川　和也議長）
　次に、河瀬成利議員の発言を許します。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しをいただき、質問させていただきます。
　すみません。議長、２番目と３番目の質問なんですけども、ちょっとこれ、入れ替えてもらいたいんですけど、大丈夫ですか。
議長（前川　和也議長）
　許します。
１番（河瀬　成利議員）
　そしたら　１つ目の質問に入ります。まずは、にぎわいづくり・まちの活性化について

であります。
予想を超える人口減少が続く中、忠岡町に住んでみたい、住み続けたいと感じていただけるよう、また、町内外の多くの方にまちづくりに参加していただきたいという観点から、これまでもにぎわいづくりや、まちの活性化等について一般質問してきました。
特に魅力発信や郷土愛、そしてシビックプライドの醸成等について質問してきましたが、駅前等のにぎわいづくりについては、この後（３）で質問させていただきますが、ちょっと町の魅力発信、ＰＲが足りないのではないでしょうか。
まちの玄関であります忠岡駅にある町内の案内図ですが、難波方面には古くてちょっと見にくいですね。いまだにまだ忠岡病院が載っている案内図と、小さくて見にくい色あせたウォーキングマップですか、が設置されていると思います。
今年のこの前の４月２５日、ＮＨＫのウィークエンド関西で忠岡町が紹介されましたが、その翌日にちょっと聞いた話なんですけど、正木美術館に放送を見られて来られた方から、カキ小屋の場所や浜のほうに行く道を尋ねられることが結構あったと聞いております。忠岡の玄関口である駅前に、町のＰＲを兼ねた看板の設置や、その他、駅にカキ小屋の案内や駅周辺活性化開業支援補助金の案内など、もっと忠岡町をＰＲするような案内ポスターを掲示するなど、まちのＰＲやウェルカム感を感じてもらうような情報発信が必要だと思います。
例えば、案内図については、忠岡町が作っています観光ガイドマップ。このマップの大きさを駅前に設置してはどうかと思いますが、その辺のところ、いかがお考えでしょうか、お答え願えますか。
産業住民部（新城　正俊部長）
議長。
議長（前川　和也議長）
新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
忠岡駅前に設置している看板。まず看板なんですけど、こちらのほうについては担当部署が多岐にわたりますが、かなり老朽化、議員お示しのとおり老朽化、また見にくいというような感じは認識しております。
忠岡駅は本町の議員もおっしゃるように玄関口でございます。更新については看板の所管部局と協議し、早急に対応するように進めてまいります。また、町全体的なパンフレットに関しましても、その辺のところはパンフレットを発信してますので、その辺のほうは皆さんに渡るように周知してまいります。
以上でございます。
１番（河瀬　成利議員）
議長。

議長（前川　和也議長）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　ちょっとこの忠岡、３．９７の観光ガイドマップですね。これ、初め３．９７って何かなと思ったら、この町の広さですね。３．９７平方キロメートルということで、こちらに忠岡町のこのマップですね。これがちょっと載ってて、これ、なかなかいいんじゃないかなと思いますので、またこれをちょっと参考にしていただいて、その辺のところをお考えいただきたいというふうに思います。
　そして、町の魅力を十分伝えていく、情報発信していくためにも、駅前や港マーケット、カキ小屋、正木美術館など、町の資源を活用し、直接町がイベントなどの事業を実施することや、また一緒にコラボするなどしたイベントなどを開催していくことが重要ではないかと思います。
　例えば、マル政事業として、みなとマーケットに合わせて町もキッチンカーとかですね、これを出店したり、道の駅のように農産物を販売したりしてはどうでしょうか。お答え願えますか。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議員ご指摘のとおり、駅前の活性化については、産業住民部としても解決すべき大きな課題の１つと考えております。現在、町内団体と協議を行い、忠岡駅周辺で何か期間限定のイベントができないか、模索しているところでございます。
　また、こちらについては相手のこともございますので、詳細については今明らかにすることは難しいですが、部として議員ご指摘の点、重々受け止めさせていただき、前向きに検討してまいります。
　以上でございます。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　町も、町内の資源を活用したり一緒にコラボをするなどですね、町外からも忠岡町に来られるような取組をぜひお願いしたいと思います。
　そして、２つ目の質問に入ります。

次に、シェアサイクル事業の実施についてですが、本町は日本一小さな町ということで、非常に面積も小さく、歩いて、また自転車で町内を回れると思いますが、東西には長く、町外から電車で来られた方などに対して、町内を周遊できるように何か移動手段があってもよいのではと思います。

先ほど質問でも触れましたが、テレビ放送を見られて、町外から電車で来られた方もあったと思いますし、今後ももっともっと町の魅力や取組を発信し、町内に人を呼び込んでいくことが必要と思います。

そこで、最近、近隣市、泉大津市さんとか和泉府中さんとかやっておられるんですけども、民間企業と連携してシェアサイクルを設置しているということですので、その辺のところ忠岡町にも導入されてもいいと思うんですが、その辺のところ、どういうふうな感覚というか、把握されているか、できるだけの範囲でよろしいのでお答え願えますか。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

まず、シェアサイクルとは、一定の区域内に設置されたサイクルポートにおいて、自転車を共同利用する交通サービスでございます。利用者がスマートフォンアプリなどを通じて自転車の貸出し、返却を行う仕組みがございます。環境に優しい移動手段として注目されているほか、公共交通機関を補完する移動手段、観光振興、地域回遊性の向上、さらには脱炭素社会の推進にも資する取組として、全国の自治体において導入が進められております。

また、町については、こちらのほうの分については今現在勉強しているところでございます。

以上でございます。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

やはり本町は東西に長いということと、それで、答弁にもありましたが、交通機関を補完する移動手段として積極的に魅力を発信しですね、町内を周遊していただく手段。いろいろ泉大津市さんとか聞きますと、民間企業が入り込んで、そしてシェアサイクルをしていると。忠岡町がやるとなれば結構問題があったり、いろいろ手間がかかると思うんですが、その辺のところ、シェアサイクルを導入するという考えはお持ちでしょうか、お答え

願えますか。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　シェアサイクルの利用目的は、生活の利便向上性、観光の振興とに大別され、それぞれでシェアサイクルポート配置の考え方や採算性確保に関する留意点などが異なると考えられます。本町としましては、シェアサイクル事業を進めていくに当たり、まずは近隣市町の状況、また忠岡町に合った利用目的を模索し、調査を進めてまいります。
　以上でございます。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　私も、毎朝ちょっと子どもパトロールとして、下の小学校の下がったところで毎朝立ってるんですけども、その立ってるときに、駅から臨海のほうの企業ですかね、そちらに歩いて通勤している方がかなりいらっしゃるんですね。その人たちがもしシェアサイクルがあれば、簡単に借りれて利用できるというふうに思うんですけれども、その辺のところもよく考えていただきまして、導入に向けてぜひとも調査研究のところをよろしくお願いしたいと思います。
　３番の質問に入ります。
　まず最初に、町内の空き店舗を活用した地域の活性化や創業支援について、町はどのような施策を行っているのか、その内容とそれらの実績及び効果についてお伺いいたします。お示しください。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　忠岡町では、地域の活性化や創業支援に関する施策として、現時点では空き店舗に特化したものはないものの、２つの独自の補助制度を設けております。
　まず、忠岡町企業創業支援事業補助金です。こちらは町内で企業を創業する方に対し、新規創業に要する費用の一部を上限１０万円まで補助するものでございます。

続いて、忠岡町駅周辺活性化開業支援補助金でございます。忠岡駅周辺のにぎわいづくりを推進するため、指定範囲内において小売業または飲食店として新規出店する方に対し、工事費などの一部を上限１００万円まで補助するものでございます。

これらの補助金の交付状況は、忠岡町企業創業支援事業補助金が令和６年度に３件、令和７年度に７件、忠岡町駅周辺活性化開業支援補助金が令和６年度にはゼロ件でした。令和７年度に５件となっております。

効果につきましては例年検証を行っておりますが、この補助金があるならば忠岡町で企業を創業したいと思っていただけることを、制度の本来の趣旨と考えております。そのために、その趣旨に沿うように、今後も補助制度の見直しや新たな補助金の創設について継続的に調査を深めてまいります。

以上でございます。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

答弁ありがとうございます。質問の最初に触れましたが、にぎわいづくりや町の活性化については、特に駅前の空き店舗の課題について何度か質問させていただき、駅周辺活性化開業支援補助金の創設や南海電車との交渉などにも取り組んでいただき、なかなか難しい面もあると思うのです。少しずつ成果も出てきていることからも、引き続き粘り強く支援等を続けていってほしいと思います。

私は駅より下の地域、海側に住んでいるのですが、昔と比べると随分店の数も減り、空き店舗も増えて、日常の買物も駅前や駅上のスーパー等まで行く必要があります。お店が減り、空き店舗が増えると、防犯上の問題に加え、地域のにぎわいがなくなり、高齢者の方の利便性の低下、住民同士の交流の場もなくなってきています。

忠岡町は町内全体が市街化区域で、一中学校区域でもあることから、町全体の活性化ということからも、現在駅前に特化して実施している忠岡町駅周辺活性化開業支援補助金の制度を駅前に限定せずに、町内全域の空き店舗を利用した場合を対象にして実施してはどうかなと思います。

それから、もう１点、ネットの記事を見ていますと、東京都なんかでは区が実施している企業支援を活用した後､支援終了後ですね、３年後の事業継続率は７割弱程度にとどまっているということです。この記事を見たことがあるのですが、要は補助金的な支援だけで終わるのではなく、事業が定着できるよう、最近よく言われておりますが、伴走型の支援が必要ではないかと思います。

以上、２点についてお答え願えますか。

産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　忠岡町の駅前の活性化開業支援補助金でございますが、これは３年限定として行っておる事業でございます。この事業をまた検証しまして、次年度ではどういうような形でできるのかというのをまた模索してまいります。
　もう１点の点なんですけども、企業のほうが忠岡町で創業していただくというのは大事なことなんですけども、今先ほどから答弁しております補助金に関しましては、創業者に対して初期投下を特化した施策となっております。今現在、補助金をお渡しして終わりではなく、本町で起業していただいた方々が継続的に事業を行えるような支援について調査研究を深めてまいりたいと思っております。
　以上でございます。
１番（河瀬　成利議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
　ありがとうございます。空き店舗ばかりのところに新たに出店していくことにちゅうちょする場合もあると思いますので、町が直接空き店舗を借り上げて、町のＰＲのため、アンテナショップ、カキ小屋とかのイベントですね。住民の活動スペースや憩いの場所、また新規出店希望者のチャレンジショップ事業など、町が直接店舗を借り上げ、にぎわいをつくっていってはどうかなと思います。
　特に駅前の店舗ですね。町が利用するならば南海側とも家賃等について協議していけるのではないかなと思いますが、その辺のところをどう思われてますか、答弁お願いします。
産業住民部（新城　正俊部長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
　駅前の補助金に関しましても、今議員おっしゃるように南海のショップのところですよね。あの辺のところが空き店舗になって、ちょうど駅周辺が寂しいというような状況というのは十分認識しております。先ほど議員がおっしゃったように、チャレンジショップと

かいうのは、今現在、１つ前のご質問で回答させていただきましたけども、相手があることなので、今協議を図って、今後そのような形ができるのか模索しながら、ぜひともできるように調整を図っていきたいと思います。

以上でございます。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

そもそもこの補助金というか、これをつくったのは、あそこのシャッターの閉まっている空き店舗ですね。これをどうにかしようなということで、初め、私の質問でしたところを始められたと思うんですけれども、そこは忠岡町として、あそこにカキ小屋とか野菜を展示、展示と言うたらおかしいな、野菜を売ったり、そういうこともいろいろ考えていただいて、これは南海電車さんとも結構交渉とか商工会を通じてやっていかなくちゃいけないと思うんですけども。私もただこれを投げて、やれやれ言うてるだけじゃないんで、南海電車と交渉の時にでも一緒に訪問したりしたいと思いますので、その辺のところ、また何かあればおっしゃっていただきたいと思います。

にぎわいづくり、まちの活性化について質問させていただきましたが、他の市町村に比べ、まちの魅力や取組が十分に伝えきれていないように思いますので、情報発信のお願いと、さらなる取組みですね。私も漁業組合は結構知り合いが多いので、新城部長も結構知り合いが多いと思いますけれども、その辺のところをいろいろ利用していただくというか、何でも相談いただければやりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の質問ですね。防災対策について、防災訓練についてでちょっとお聞きしてます。

過去には自衛隊とか病院、電気、ガスなど関係機関にも参加いただいて、ちょっと大きな訓練ですね。啓発も兼ねた大規模な防災訓練を行っていたと思います。現在はそのような防災訓練は実施されていませんが、現在の本町の防災訓練の取組状況についてお答え願えますか。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

議員ご指摘のとおり、これまで本町では自衛隊や大阪ガスといった関係機関のご協力もいただき、大規模な防災訓練を実施してまいりました。これらの訓練は、大規模災害時に

おける連携体制の構築において大変有効であったと認識しております。

しかしながら、近年においては、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数が集まる大規模な訓練の実施が困難な状況が続いておりました。このため、本町では訓練の実施そのものを中断するのではなく、感染症対策を講じつつ、小規模かつ多頻度で、より実践的かつ具体的なシナリオに基づいた訓練へとその形態を変化させてまいりました。これにより、特定の課題に焦点を当てた訓練や、より多くの職員、住民が参加できる機会の創出に努めてきたところでございます。

こうした状況を踏まえ、本町の令和７年度の防災訓練の取り組み状況について申し上げます。

まず、町職員の防災対応能力向上のため、避難所開設訓練、情報伝達訓練、大規模地震初動対応訓練、ＨＵＧ、避難所運営チーム訓練、８８０万人訓練に伴う避難訓練及び消防訓練を実施してまいりました。

さらに、忠岡小学校における津波避難訓練、２地区の自主防災組織合同による避難所開設訓練、民生児童委員協議会による避難所開設訓練を支援し、地域や関係機関との連携強化を図っております。これらの訓練は、それぞれの特性に応じた実践的な内容となっており、多角的な視点から防災力を高めることを目指しております。

このほか、２地区の自主防災組織と地区福祉委員に対し防災講座を実施し、自助、共助の重要性を再認識いただき、マイタイムライン作成の重要性もご理解いただいたところでございます。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

ありがとうございます。より実践的な訓練を実施していることについては非常にいいことであり、役に立つものであると思います。自治会に加入していない方などですね、より多くの方に楽しみながらと言うとおかしいのですけども、防災の意識の向上を図るため、自衛隊や病院、電気、ガスなどの防災関係機関とともに防災訓練、防災フェア等を開催し、啓発等も行うことで、自助、共助の取組の充実と防災関係機関との役割や対応能力の確認、さらなる連携強化につながるものと思いますので、毎年とは言いませんが、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、その辺のところどのようなお考えか、お答え願えますか。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
時代の変化や災害の多様化に対応できるよう、過去の防災訓練も参考にしながら、訓練内容の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
１番（河瀬　成利議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
河瀬議員。
１番（河瀬　成利議員）
災害発生時には自ら命を守るとともに、地域で助け合うことが大変重要であると思いますので、自助、共助の重要性について住民に浸透されるよう、また関係機関との連携強化に向けた取組もぜひお願いいたします。そのためにも防災訓練等の見直しや充実にも力を入れていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。
それでは、次の質問に入ります。今年の５月２９日から新たな防災気象情報の運用が開始され、早速先日の台風６号発生時において発令されておりましたが、職員の危機管理体制や住民の避難行動について影響、変更点についてどういうふうな考え方を持っているのか、お答え願えますか。
町長公室（立花　武彦公室長）
議長。
議長（前川　和也議長）
立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
令和８年５月２９日から運用が開始されております新たな防災気象情報についてご説明させていただきます。
気象庁では、近年の気象災害の激甚化、頻発化を踏まえ、国民の皆様がより早く、より的確に危険を察知し、避難行動に移せるよう、防災気象情報の体系整理や個々の情報の抜本的な見直しを行いました。
主な変更点としては、発表される警報、注意報の名称にレベルが付記され、取るべき行動を直感的に理解しやすくなったものと認識しております。詳細については町公式ホームページ、町広報紙で概要を掲載しております。
住民が取るべき避難行動は、気象庁からの新たな防災気象情報、警報、危険警報等の情報も参考になりますが、あくまで忠岡町から発出される避難情報、高齢者等避難、避難指示等に相当する目安となる情報になります。地域の皆様が早期に避難行動が取れるよう、引き続き避難情報の開設など、町公式ホームページ、町広報紙等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本町の危機管理体制については、新たな防災気象情報運用開始に伴い、忠岡町が発令する避難情報の発令基準の見直し、配備体制基準の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

ありがとうございます。防災情報が住民さんにきっちりと届くよう、さらなる取組をお願いいたします。

ちょっと再質問ですけども、本町の学校、小・中学校ですね、これもレベルで、いつ逃げるレベルで判断する。これが新しくできたと思うんですけども、その小学校がこれのレベル、どこに達したら休校したりですね。そして、福祉センターとか文化会館とかあるんですけども、その辺のところ、休館日になったりすると思うんですけれども、その辺のこれに合わせたレベルというかですね。こうなったら学校を休校して、全校解散させるとか、いろいろその辺のところをちょっと詳しく説明いただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

暴風警報が発令された場合は、全ての公共施設が休校や休館となります。また、レベル３の大雨警報等が発令されましたら、高齢者は避難する必要がありますので、福祉センターは閉館いたします。レベル４の大雨危険警報等が発令されましたら、小・中学校、こども園、文化会館は休校や休館とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

国もいろいろレベルを変えてきて、大変戸惑うところもあると思うんですけども、その辺のところはしっかりと指示していただきたいというふうに思います。

災害発生時における自助、共助の重要性について、防災訓練の実施や町ホームページ、広報などにより引き続き啓発等を行っていっていただきたいと思います。

また、住民が早期に避難行動を取れるよう、町からの情報はきっちりと住民に伝わるようにさらなる仕組みづくりと、職員さんにはご苦労さまでございますが、引き続き災害対応能力の向上に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に入ります。

最後の質問は副町長、これは何度も質問してるんですけども、選任と庁内の運営体制について質問したいと思います。

副町長の選任の件につきましては、これまでも質問させていただいておりますが、町長就任以来２年目に入りましたが、今回の定例会にも議案提出されていなかったんですね。それで、副町長の役割を法律でちょっと見てみましたら、長を補佐し、長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより長の職務を代理すると規定されています。

私は特に副町長については、府とのパイプ役としてはもちろんですが、特に公民連携によるごみ処理事業を初め本町の行政課題の解決に向け、職員の先頭に立って、また時には職員の相談役として職員と一緒になって汗をかいてくれる、頑張ってくれる、そんな方がふさわしいと思いますが、町長は副町長についてどのような方がふさわしいのか、またどのようなことを必要条件と考えておられるのか。また、欠員の期間が１年を超えておりますが、この間の影響について、町長、お答え願えますか。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

副町長につきましては設置したいと考えております。不在ということでの影響につきましては、この不在の部分を職員が担っているため負担となっております。

条件ですね。具体的な条件というものは特にはございませんが、やはり議会の議員の皆様のご同意が得られるようなということで考えておりますので、引き続き努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

ありがとうございます。答弁の中で、影響については、副町長の欠員の部分については職員さんが担っているというふうなお答えだと思うのですけれども、職員さんには結構負担となっていると思うんですよね。そして、職員さんが担えるのなら、特別職を置かなく

てもいいんじゃないかと、各部を統括するような職として職員さんを置けばよいのではないかと思うのですが。

それから、もう１点ですが、ちょっとこれ、私、今年の４月２６日ですね、陸上自衛隊信太山駐屯場で創立６９周年の記念行事に行ってきたんですけれども、このときに近隣の首長や議長ですね、そして衆議院議員とか府会議員とか、いろいろ数多くの議員さんが来られておりまして、出席の中で観閲式や戦闘訓練ですね。そして格闘訓練等が実施され、一般住民の方も見学に来ておりましたが。

本町からはですね、町長がちょっと欠席ということで、誰か代理の方が出席しているのかなと放送を聞いておったのですけども、忠岡町については一切そういうことはなく、他の市町は首長が来られないところはいろいろ代理の方が来ておったりされてました。私も思うんですけど、この災害時というのは、特に信太山というのは近くに自衛隊がありますので、災害時というのはすぐにでも来ていただけると。

そして、やはり自衛隊と、私は自衛隊の行事は大体参加させていただいてるんですけども、やはり連携っていうのが大事だと思うんですよね。そして、協力いただくということからも、こういったところには代理も含めて出席、町長がちょっと行きにくいとか、ちょっと行事が、公務があるとかいうのであれば誰か必ず代理を出していただきたいというふうに思っておるんですけども、こういったところの判断からも日々の行政運営に支障、影響があるのではないかと思いますが、この辺りも含めその辺のところ、今後代理というふうな形で行っていただいたり、町長自ら出席していただいたり、その辺のところをお願いしたいと思うのですが、その辺のところ再度答弁お願いします。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

議員仰せの行事に代理が出せなかったというのは、副町長がいてたら出せたのではないかというところのご質問であったかと思います。そういったことがないように、早く副町長については選任していきたいというふうには思っております。なかなか時期的なものというものもございますので、議会の皆様の同意が得られるようにと、引き続き努力してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

必ず副町長をつくって、代理で行ってもらうようにというふうには取らんといてくださいね。代理で公室長であり教育長であり、代理でやっぱりこういうところはちょっと参加していただきたいと。あまり副町長にこだわらずにですね、その辺のところよろしくお願いしたいんですけども。

それで、最後にちょっと確認したいんですけれども、法律では副町長というのは長を補佐し、長の命を受けてと規定されています。やはり町長、今、ごみの公民連携事業ですね。これ反対というか、広域を目指すというふうにおっしゃっているんですけども、やはり副町長を選ぶときもこのごみ処理に、どっちかいうと反対の副町長を選んだりしたいなとか、そういうふうなお考えはお持ちでしょうか、お答え願えますか。

町長（是枝　綾子町長）

議長。

議長（前川　和也議長）

是枝町長。

町長（是枝　綾子町長）

行政課題はたくさん多方面にわたりますので、そのごみ処理の問題だけに限ってというところでの考えというのは特にはございませんが、忠岡町の行政課題、昨日と今日ですね、ご質問を頂いた中でもたくさんありましたので、そういった課題を一緒に、職員、議会の議員の皆様、住民と一緒に解決していけるように、そういう立場でやっていただくと。

もちろんごみ処理方式ということにつきましても大事な課題でございますので、それは私が調査をしていきたいということでご答弁をさせていただいておりますので、その調査を進めていくと。その後については、また議会の皆様とよく協議をしてということになっていきますので、必ずしも反対の人でなければというところではないというところは思ってございます。しかし、私も公約として掲げていきましたので、その公約に向けての努力をしていきたいと思っておりますので、そのことについても一緒にやっていただければというふうに思っております。

ちょっと十分な説明ではございませんけれども、そのように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

１番（河瀬　成利議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

河瀬議員。

１番（河瀬　成利議員）

副町長を早くつくれ、つくれと言ってるように聞こえると思うんですけども、私が一番言いたいのは、町政を進める過程に当たってですね、やはりそういう補助の人が必要だと

いうふうに思うわけですよね。町長１人で動くというのも、これもまた難があると思いますので、その辺ところをちょっと質問させてもらってるんですけども。

私も思うんですけども、府から今まで来ていただいたり。国から来た人おるんかな。それはちょっと定かでないんですけれども、大体府から呼んでもらってましたね。

それと、もう一つは、私はほんまに思うんですけど、職員の中から副町長に抜てきされる人は中にはいると思いますので、その辺のところもちょっとよく考えていただいて、私の一般質問としてお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（前川　和也議長）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

次に森野良一議員の発言を許します。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

森野良一でございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。本会議の最後の一般質問となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日最初の質問は、町内の街路灯と防犯灯について質問を行わせていただきます。私、先般、住民さんに声をかけられまして、「何か最近家の周りも道路も暗くなったように思う。もうちょっと照明、増やしてほしい」と言われました。実は私もＬＥＤ照明に変わってから、何となく町全体が暗くなったんじゃないかなと思っていました。ということで、本日は町民さんの要望も含め、一般質問をさせていただくことといたしました。

まずは、ご答弁いただく新城部長、部長は忠岡にお住まいですので、ＬＥＤに変わった街路灯と防犯灯の明るさについてどう感じますか。部長の肌感覚でのご答弁を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

私自身の体感でご答弁させていただきます。以前からの照明器具をＬＥＤに交換するこ

とにより、光の広がり具合や、スポット的に照らすのか、その辺りの差が出ているものだと思われます。街路灯については、町全体の統一感が出たと感じております。

以上でございます。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございます。差が出ているということは、やっぱり少し感じるところがあるということですね。でも、私たちの感じるこの少しの感覚が、ご高齢者の皆さんにとってはすごく重要なんです。夜道の足元がすごく見えづらかったり、人の顔が分からなかったり、１人でお住まいのご高齢者は家の周りが暗く感じることで、防犯上、不安に感じられるそうです。もちろんご高齢者だけではありません。塾などに通う子どもたちの安全、防犯上もよろしくありません。

私も職員の皆さんもまだ若いので、少しの暗さが怖さに感じないんですけど、ご高齢者や子どもたちはこの少しの暗さが怖さに変わるんです。明るさは年代によって感じ方が違います。

それでは、次に現在使用しているＬＥＤ照明器具仕様について伺います。

私、このご要望を頂いた後、町内も他市も歩いてみたんです。まず、他市を歩くと、駅前やメイン通り、人通りの多い道には防犯灯ではなく街路灯が並んでいるケースが多く見受けられます。照明機器においても、車幅や交通量などを鑑み、広角照射タイプなども採用しておりました。

しかし、本町はほとんどの通りで小さな防犯灯が設置されているため、照射範囲が狭く、道路の明るいところと暗いところがはっきりと分かれ、道路がしましまに見えました。また、本町の街路灯や防犯灯は、照明の真下に行けば明るいのですが、少し離れるとすぐに暗く感じるんです。特に街路灯の大きさについては、他市に比べると照明器具自体が小さく、取付け箇所も、他市や従前の水銀灯より低い位置に取り付けられていました。

そこで質問ですが、１つ目、本町の採用している照明器具の仕様や設置は、本町の街路灯設置基準に沿っているのでしょうか。

２つ目、そもそも本町には街路灯設置基準は定められているのでしょうか。

３つ目、設置後、照度や照射範囲について実測確認は行ったのでしょうか。

以上、３点、合わせてご答弁よろしくお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
まず道路照明、街路灯は、夜間において道路状況、交通状況を的確に把握するため、視覚環境を確保し、道路交通の安全・円滑に図ることを目的に設置しております。
街路灯と防犯灯は、街路灯が主に道路交通の安全確保を目的とし、防犯灯が生活道路などでの防災抑止と歩行者の安心確保を目的とする点で大きな違いがございます。設置場所や管理主体、明るさや照明範囲も異なります。街路灯は幹線道路や公園、防犯灯は住宅街の電柱などに多く設置されております。
それでは、議員ご質問されました３点についてまとめてご答弁させていただきます。
まず最初に、設置基準については本町の基準はなく、国土交通省の街路灯設置基準やガイドラインに沿って設置いたしております。したがって、本町独自の設置基準はございません。
また、ＥＳＣＯ事業で実施したものが１９５灯で、設置後、照度や照射範囲の確認もさせていただいております。また、ＥＳＣＯ事業を決定する以前に設置されたＬＥＤ照明が４８灯あり、その中には防犯灯のような仕様のものもございます。こちらの照度や照射範囲につきましては、少し劣る可能性がございます。これらの４８灯につきましては、壊れたときに現在使用している器具のような、より効果的なものに交換予定でございます。
以上でございます。
７番（森野　良一議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
森野議員。
７番（森野　良一議員）
ご答弁ありがとうございました。私、今回この質問を行うに当たって、いろいろな道路を歩いてみましたが、やっぱりもうちょっとだけ明るくないといけないんじゃないのかなと感じました。設置基準や自分たちの感覚だけで判断するのではなく、いろんな年代の皆さんが安全に快適に暮らせる明るさの確保が必要だと感じます。次回からはもう少し現場を見てご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。
産業住民部（新城　正俊部長）
議長。
議長（前川　和也議長）
新庄部長。
産業住民部（新城　正俊部長）
先ほどもご答弁させていただきましたが、決して職員の感覚的な判断で行ったわけではございません。専門のメーカーや業者の意見を交え、設置基準に沿った器具を設置してい

ただいております。その辺のほう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
７番（森野　良一議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　森野議員。
７番（森野　良一議員）
　ありがとうございました。住民の方の安全、防犯上のためにも、また少しの暗さが怖さに感じないよう、今後ご検討よろしくお願いいたします。
　それでは次に、防犯灯の増設と電気料金の自治会負担について質問をいたします。
　まず、水銀灯や蛍光灯の頃と比較して、現在はどのくらい電気料金が節約できているのかをお尋ねいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。
町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　立花公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　水銀灯や蛍光灯の防犯灯からＬＥＤ灯への切り替えによる電気料金の節約効果でございますが、ＬＥＤ化を進める以前の平成２７年度とＬＥＤ化後の平成２８年度を比較いたしますと、年間で１４５万７，３６４円の電気料金の節約効果が確認されたところでございます。
７番（森野　良一議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　森野議員。
７番（森野　良一議員）
　ありがとうございました。一定の効果があるようで、何よりでございますが、その効果額１４５万円を自治会が防犯灯を増設しやすいように、設置費や電気料金負担の補助の見直しを行っていただきたいんです。自治会も設置すればするほど苦しくなるのでは、会員さんの要望に応えづらくなりますので、効果分で補助を拡大していただけませんでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。
町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）

防犯灯の電気料金節約効果につきましては、町全体の財源として他の補助金の新設等を含め、住民の皆様への様々な行政サービスの向上に資するよう、有効に活用させていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

公室長、ご答弁ありがとうございました。私はさきの質問で申しましたとおり、防犯対策上の明るさだけを話しているのではないんです。様々な年代の皆さんが、夜間の円滑な道路通行を行うためにも、もう少しまちが、道路が明るいほうがいいのではないかと申し上げているんです。本来は街路灯を設置すべきであろう通りにも、本町は小さい防犯灯が設置されている。それなら防犯灯をＬＥＤ照明に変更して得た効果分を、補助を拡大に回していただきたいかなという質問をしているんです。もう一度ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

防犯対策は、地域の安全安心を確保するための重要課題であり、町と住民の皆様が一体となって取り組むべきものと考えております。

現在、本町では防犯灯の修繕費、移設費、電気料金に対し補助制度を設け、自治振興協議会の皆様の負担軽減に努めているところでございます。

このほか、地域住民の皆様の自主的な防犯活動を支援するため、忠岡町防犯委員会と協働し、１戸１灯運動を推進するなど、住民の皆様と行政が一体となって地域の防犯対策に取り組んでいるところでございます。

ご指摘の補助制度につきましても、今後も引き続き町の財政状況や地域の防犯ニーズを総合的に勘案し、より効果的な制度となるよう継続的に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございました。ご検討よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

令和８年度が始まりまして、今年度も４月１日から様々な法律が施行されました。離婚後の共同親権などを改正した民法改正、労働災害防止対策などを定めた労働安全衛生法の改正、在職老齢年金や遺族年金の対象範囲を見直した年金制度改革法の改正などなど、私たちの日々の暮らしや働き方が変わるかもしれない法律が施行されました。

そんな中、子どもから高齢者まで私たちの日々の暮らしに大きく関わりのある、４月１日に施行された自転車などに対する反則金制度の新設などを定めた道路交通法改正について、本町の道路事情に照らし合わせて質問を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、今回の改正道交法については、初めて違反自転車へ反則金が科せられることもあり、全国で大きくニュースなどで取り上げられていましたので、自転車の交通ルールが変わったことはある程度町民の皆さんも認知されていると思いますが、変更内容を把握している人は少ないなと思っています。

また、住んでいる地域により交通量や車道幅、歩道幅といった道路事情も変わり、本町においては府道臨海線、府道堺阪南線、さつき道路、野田線以外のほとんどが生活道路です。中央線もなく、車道と歩道の区別がない道路がほとんどですので、自転車での通行の仕方や自動車の速度など、広報やＳＮＳなども活用し、本町の道路事情に合わせた周知を行っていただけないでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

本年４月１日施行の改正道路交通法は、自転車の交通違反者に対し反則金が科せられることとなりました。毎年春と秋に実施しております交通安全教室や各種イベント、街頭啓発の機会には、所管警察や学校園と協力しながら、幅広い年齢に対応した内容となるよう調整してまいります。

また、議員ご質問の本町の道路事情に合わせた周知についてですが、行政としてどのようなことができるのかを深く調査研究してまいります。

以上でございます。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、私、小・中学校においても、自転車の新しい交通ルールを子どもたちに教えていただきたいと思っているんです。私、自動車で町内をよく走るんですけれども、中学生や小学生ぐらいの子どもたちがさつき道路の車道を自転車で走っているのをよく見かけます。その横を大きな１０トントラックや車がたくさん走っていくのをよく見ます。後ろから見ていてすごく怖く感じるんです。１３歳未満は歩道を自転車で通行してもいいし、本町のさつき道路などは歩道自転車通行可の標識があるので歩道を走ってもいいんです。今は日が暮れるのが遅いからまだましですが、冬場５時の時刻が暗い時期はかなり危ないと思うんです。

これは警察庁交通局が出された自転車のルールブックです。このような本町の道路事情に合わせたルールブックなどを作成して、子どもたちに学校で教えてあげてほしいんです。

なぜこのようなことを申しますかと言いますと、今１６歳以下の子どもさんたちは対象者ではありませんが、いずれ１６歳以上となり、対象者となります。１６歳以上の対象者となったときに困らないように学校で教えていただきたいのですが、教育部長、お願いできませんでしょうか。柏原部長、新城部長、あわせてご答弁お願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

まず、交通担当の産業住民部からお答えさせていただきます。住民の皆さんが事故の加害者や被害者にならないよう、あらゆる広報媒体を駆使しながら、自転車の交通ルールや法改正について周知してまいりたいと考えております。

また、今回、青切符制度については１６歳から対象でありますので、小・中学生は対象外ですが、啓発チラシなどを駆使しながら将来のための周知をしてまいります。また、万が一事故に遭われた場合の被害軽減のため、引き続き自転車ヘルメットの補助金を実施してまいります。

以上でございます。

教育部（柏原　憲一部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原　憲一部長）

これまでの小・中学校におきましては、児童・生徒に対しまして交通安全教室の実施や指導を適宜実施しておりますが、本年４月から自転車に交通反則通告制度が１６歳以上に適用されていることから、児童・生徒自身の安全に対する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守する態度を育成していく必要から、引き続き町関係部局や警察などとも連携し、自転車利用に関する交通安全の指導等を行ってまいりたいと考えております。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。今お話ししたさつき道路の車道及び歩道の有効幅員について伺います。

私が今、忠岡町で一番危険に感じる道路がさつき道路です。さつき道路は車道も歩道も狭い上に、今回の道交法改正以降、車道も歩道も自転車が走っている状態です。これでは自動車も自転車も歩行者も危ないと思います。できれば歩道に自転車レーンを設けていただきたいと思うのですが、その前にさつき道路、南海線東側の中央線の車道と歩道において、一番狭い地域とその幅を教えてください。ご答弁お願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

議員お示しの中央線の有効幅員につきましては、２か所で狭いところがございます。馬瀬２丁目３番１５号前と、忠岡東２丁目１４番６号付近の有効幅員が、車道が７メートル、歩道が２．６メートルになっております。

以上でございます。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ありがとうございました。両方、小・中学校の通学路でもあり、駅へ向かう通勤通学に利用される交通量の多い箇所ですね。今の数字をお聞きしたら、車道も歩道も幅員を変えることもできなそうですし、歩道有効幅員だけでしたらもっと狭いところもあります。そ

れでも改正道路交通法の下、自動車も自転車も歩行者も安全に通行するためには、各自治体が道路環境整備を行うほかないのではと考えています。

本町のさつき道路の場合、車幅２．５メートルのトレーラーでも通行することができる道路であるため、車道幅を削り歩道を広げることはできません。あとは現状の狭い歩道をどう有効に使うのか考えないといけないと思います。残念ですが、歩道を狭くしている街路樹を撤去し、植え込み部分を整備して、歩道内に自転車レーンマークを設置することはできませんでしょうか。ご答弁お願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

本町の中央線につきましては、車道及び歩道の認定幅員は確保できておりますが、先ほども述べさせていただきました一部の歩道につきましては、有効幅員が狭いところがございます。

議員ご指摘の中央線の一部分の歩道につきましては、自転車をご利用の皆様の歩行者への譲り合いをお願いするとともに、幅員を確保できない場合については、みどりの基本計画に記載されている街路樹の役割の観点から樹木の撤去が難しいため、移設が可能な場所を調査研究し、歩行者や自転車が通行しやすいように検討してまいります。

以上でございます。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございました。街路樹の役割は承知しています。景観形成、環境保全、防災、生物多様性の確保などなど。でも、町民の安全確保が優先です。法律は変わってるんです。町も町民の安全を確保するために変わっていかないとと思うのですが、いかがですか。もう一度ご答弁お願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

先ほどのご答弁と重複いたしますが、自転車をご利用の皆様の歩行者への譲り合いをお

願いするとともに、ご指摘の箇所につきましては、電柱や植樹の移設が可能な場所を調査研究し、歩行者や自転車が通行しやすいようなことを引き続き検討してまいります。

以上でございます。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございました。道路の担当課だけではなく、町全体でご検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問項目に移ります。地元企業の発展について幾つか質問をいたします。

まずは、水道料金の値上げが本町企業に及ぼす影響について質問を行います。昨年末から大阪広域水道企業団との間で協議を行っている水道料金の引上げについて、料金引上げの前倒しを行い、令和１１年から約２割の料金引上げの方向で協議が進んでおられますが、このまま協議が進めば、本町は府内でもトップクラスに水道料金の高い市町村となります。その際、本町企業などに及ぼす影響はかなり深刻なものとなってしまいます。投資計画の見直しや工場移転などが検討される前に、本町において影響調査を行い、本来の水道料金引上げ予定までの補助金などを事前に検討、準備すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

町長公室（立花　武彦公室長）

議長。

議長（前川　和也議長）

立花公室長。

町長公室（立花　武彦公室長）

まず、水道料金の値上げにつきまして、この１月から４月にかけて、大阪広域水道企業団から今後の施設整備計画等の説明等を受けた中で、将来の水道料金のあり方も検討課題である旨が説明されたところでございます。

現時点では、来年４月以降に水道企業団から町及び町議会に説明がなされた後、専門部会が設置され、具体な検討に入っていくと説明を受けております。

次に、議員ご指摘の企業活動への影響についてでございますが、水道料金の改定が企業の皆様の経営活動に少なからず影響を及ぼす可能性があることは想像できるところでございます。特に、製造業などの水を大量にご利用になる事業者の皆様にとっては、水道料金が経営コストに占める割合も大きく、その影響は甚大であると懸念しております。

したがいまして、料金改定の検討を進めるに当たりましては、地域経済への影響を最大

限考慮し、企業の皆様への影響をいかに低減するかという視点を持ち、専門部会で検討していただくよう、町からも水道企業団に積極的に要請してまいります。
７番（森野　良一議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　森野議員。
７番（森野　良一議員）
　ご答弁ありがとうございました。大阪広域水道企業団に要請することはもちろんですが、府下全域の水道事業を担う企業団相手に個別の交渉はなかなか難しいでしょう。その上で、本町が行う補助などの支援策について検討すべきではないかと質問しております。もう一度ご答弁のほどよろしくお願いいたします。
町長公室（立花　武彦公室長）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　公室長。
町長公室（立花　武彦公室長）
　利用料金の改定につきましては、今後専門部会において検討されていくこととなり、現状では全く情報もなく、白紙の状態となっております。現在のところ、補助が必要かどうか検討できる状況ではございませんが、専門部会が立ち上がり協議が始まりましたら、その内容を注視してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
７番（森野　良一議員）
　議長。
議長（前川　和也議長）
　森野議員。
７番（森野　良一議員）
　ご答弁ありがとうございました。まだ少し時間があります。ご検討のほどよろしくお願いいたします。
　では、次に地域エネルギーセンター公民連携協定について質問を行います。このたび公民連携協定締結時の協定内容から、大株主の大栄環境株式会社が、一方的にＳＰＣ事業グループ３社のうちの有限会社ショウワメンテナンスを外すという大きな変更がありましたが、この事案について町長はどのように捉えておられるのか、町長のお考えをお伺いいたします。
町長（是枝　綾子町長）
　議長。
議長（前川　和也議長）

是枝町長。
町長（是枝　綾子町長）
ご質問の一般廃棄物の搬入出管理及び積替え業務につきまして、本業務は収集事業者や直接搬入を行う住民、事業者が中継施設に持ち込む一般廃棄物について受付、計量事務を行うとともに、大型コンテナに積替え等を行うものでありまして、一般廃棄物の中継処理が開始された令和６年度から実施しているものであります。
令和６年度、令和７年度においては、忠岡町とＳＰＣである忠岡エコサービス株式会社、Ａ社、そして地元企業のＢ社の四者で契約を行ってまいりましたが、ＳＰＣとそのＢ社間の協議不調により、忠岡町、ＳＰＣ、Ａ社の三者での契約書が提出されたところでございます。
公民連携協定においては、ＳＰＣは中継施設の運営業務を行うものと定められているところ、本町の廃棄物処理を着実に遂行するための契約を締結したものであります。
ご質問は、事業者間での協議が不調になったことに対しての町としての考えを問うものかと思いますが、本事業の実施主体はＳＰＣであり、その内部における役割分担等については事業者間の自主的な合意が前提になるものでありますので、回答は控えさせていただきます。
以上でございます。
７番（森野　良一議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
森野議員。
７番（森野　良一議員）
ご答弁ありがとうございました。私、町としてではなく、町長ご自身のお考えをお伺いしたのですが、回答を控えさせていただきますとのご答弁ですので、非常に残念に思います。
では、次に公民連携協定時に交わされた協定書に記されたＳＰＣの事業概念について伺います。
事業概念とは、企業が誰に、どんな価値を、どのような手段で提供する事業なのかを定義した基本的な考え方や枠組みを指すものであり、本協定の事業概念には地元企業との連携と地元雇用の創出が記されています。これは本町においても本事業の目的の一つであることに相違ありません。
しかし、今回の事案は、地元企業の育成及び地元雇用の促進のみならず、地域経済の活性化や災害対応力の確保などなど様々な事案に影響が出ると思われますが、町長はそれでいいとお考えなのでしょうか、ご答弁よろしくお願いいたします。
町長（是枝　綾子町長）

議長。
議長（前川　和也議長）
町長。
委員（是枝綾子議員）
公民連携協定書には、事業者は地域貢献として地元雇用及び地元企業の活用について最大限努力するものと定められております。今回の事案については、先ほど申し上げた経過のとおり、事業者間の協議の不調によるものでありますので、回答は控えさせていただきますが、今後の事業進捗における地元雇用及び地元企業の活用につきましては、事業者において公民連携協定に基づく前向きな対応を期待するものでございます。
以上でございます。
７番（森野　良一議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
森野議員。
７番（森野　良一議員）
ご答弁ありがとうございました。地元雇用、地元企業のために積極的な対応をこれからもお願いいたします。
では、最後に、この事案は協定違反に当たらないのでしょうか、ご答弁よろしくお願いいたします。
町長（是枝　綾子町長）
議長。
議長（前川　和也議長）
町長。
町長（是枝　綾子町長）
公民連携協定では、本事業の実施を目的とする特別目的会社ＳＰＣを設立し、そのＳＰＣが施設の建設運営を行うものとなっております。令和８年度の契約においても、ＳＰＣが業務を担うものでありますので、違反ではないと認識をしております。
以上でございます。
７番（森野　良一議員）
議長。
議長（前川　和也議長）
森野議員。
７番（森野　良一議員）
ご答弁ありがとうございました。１点だけ私から、協定書は契約書などと同じ効果があることだけを申し上げておきます。

では、最後の質問になります。地元企業及び地元産業の発展について、本町が取り組むべき課題として、本町がどのような考えをお持ちなのかをお伺いしたいと考えています。

私、この質問に関しては、どうしてほしいとか、こうしたらいいのではないかとか、今考えがあるわけではありません。でも、町議会議員になって気づいたんですが、忠岡町の町内企業の皆さんへの政策や取組が全く見えないんです。はっきり言って無策に見えます。ですから、今日は地元忠岡町の企業と地元産業とともに成長し歩むための忠岡町の考えをお聞きしたいと思います。再質問も用意しておりませんので、時間の限り本町の思いを、考えをお聞かせいただけませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

産業住民部（新城　正俊部長）

議長。

議長（前川　和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城　正俊部長）

私のほうからお答えさせていただきます。忠岡町における地元企業及び地元産業の発展は、単なる経済活動にとどまらず、町全体の活力、にぎわい、そして未来を築き上げていく上で、まさに町の根幹をなすものであると認識しております。

議員が新しい事業者に企業を創業してほしい、本町で起業した事業者に長く活躍してほしい。そして、その結果として忠岡町ににぎわいが生まれ、活性化してほしいと強く願われている、そのお気持ちは産業住民部として同じ思いでございます。忠岡町が持続的な発展していくための最重要課題の一つであると認識しておるところでございます。

これまで忠岡町としましては、この地元企業の発展に資するため、そして新たな事業の芽を育むために、町独自の施策として忠岡町企業創業支援事業補助金や、駅周辺の活性化の視野を入れた忠岡駅周辺活性化開業支援補助金といった具体的な支援策を講じてまいりました。これらの補助金は、企業における初期投資のハードルを少しでも下げ、新しい挑戦を後押しすることを目的としています。しかしながら、ご指摘のとおり、これらの補助制度の申請件数については、さらなる件数の増加に向けて努力していく必要があると痛感しております。

現時点での一番の課題は、やはり町外の方への周知不足であると認識しております。これまで町広報紙や町ホームページ、あるいは商工会の会報、そして大阪府のポータルサイトといった媒体を通じて情報発信に努めてまいりました。しかし、現在は情報過多の時代であり、忠岡町の魅力や支援制度がいかにして町外の意欲ある方々に届くのか、この点が近々の課題でございます。

忠岡町駅周辺活性化開業支援補助金に関しては、今年度３年目を迎えております。現在までの実績や効果を調査し、単に初期投資の支援にとどまらず、その後の事業の安定と持続的な成長をどのように支えていくのか。制度そのもののあり方も含めて、より効果的な

支援の形を模索することで、単に補助金を交付して終わりではなく、せっかく忠岡町で起業してくださった事業者の皆様がこの地でしっかりと根を張り、長く活躍いただけるような継続的な伴走支援の効果的なツールや手法について、積極的に調査研究を進めてまいります。

同時に、議員がおっしゃるように、忠岡町には既にすばらしい技術や独自性を持つ既存企業が数多く存在しております。これらのまちの顔とも言える企業の情報発信を強化することは、まさにこんな企業が忠岡町にあるんだという新たな発見や驚きを生み、町の多様な魅力を広く知らしめることにつながると考えております。これは新たな事業者を呼び込むだけでなく、既存企業同士の連携を促進し、ひいては忠岡町全体の産業競争力を高める上でも不可欠でございます。今後は、新たなツールやイベント企画などを通じて、町内外に向けて既存企業の魅力を積極的に発信していく方針でございます。

忠岡町としましては、これらの取組を通じて、新たな事業者が安心してこの忠岡の地でチャレンジし、そして長く活躍できる環境を整えるとともに、既存企業がさらに発展できるような仕組みを構築することで、町全体が活気に満ちあふれ、持続的なにぎわいと活性化が生まれる忠岡町を目指し、精いっぱい努力してまいります。

以上でございます。

７番（森野　良一議員）

議長。

議長（前川　和也議長）

森野議員。

７番（森野　良一議員）

ご答弁ありがとうございました。今後とも地元企業、地元産業の発展のため、どうぞよろしくお願いいたします。

質問は以上です。本日はありがとうございました。

議長（前川　和也議長）

以上で、森野良一議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川　和也議長）

これをもちまして一般質問を終わります。

議長（前川　和也議長）

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は明日６月１１日、木曜日の午前１０時より開きます。

お疲れさまでした。

（「午後２時１６分」散会）